

## ◎北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成一八年一二月二二日法律第一二二号) (衆)

### 一、提案理由 (平成一八年一二月七日・衆議院本会議)

○安住淳君 ただいま議題となりました北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその主な内容を御説明いたします。

本案は、十二月六日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会におきまして、全会一致をもってこれを成案とし、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

北方地域の漁業権者及び居住者については、さきの大戦の終結に伴い、我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島から強制的に移住させられ、北方地域に復帰することはもとより、その周辺水域で漁業を営むこともできない状況に置かれている特殊な地位に配慮し、昭和三十六年、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を制定し、当時、北方協会、現在の独立行政法人北方領土問題対策協会がこれら北方地域旧漁業権者等に漁業その他の事業及び生活に必要な資金を低利で融資する措置を講じております。

その後の平成八年、北方地域旧漁業権者等への援護措置の一環として、その生計を維持している子または孫に融資資格を生前承継できるようにするため、本特措法の一部改正を行いました。

しかし、我が国固有の領土で出生したにもかかわらず、終戦日を基準として六月以上生活しているという要件を満たさない者は、本特措法上、元居住者とされないため、北方領土問題対策協会が行う融資の資格者に該当しておりません。

本案は、かかる状況を解消するなど所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一点は、昭和二十年八月十五日まで引き続き六月以上北方地域に生活の本拠を有していた者の子であって、同日以前六月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいた者、及び同日後に北方地域で出生した者を、新たに元居住者に加えることであります。

第二点は、生前承継制度を補完するための死後承継制度を創設し、元居住者または旧漁業権者の死後承継者が生前承継することなく死亡した場合、生前中にその主たる生計を維持していた子または孫のうち一人に限り承継を可能にしようとするものであります。

なお、本委員会におきまして、北方地域旧漁業権者等に対する措置等に関する件を委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### ○決議 (平成一八年一二月六日)

北方地域の漁業権者及び居住者については、さきの大戦の終結に伴い、我が国固有

の領土である北方領土から強制的に移住させられ、同地域に復帰することはもとより、その周辺水域で漁業を営むこともできない状況に置かれている特殊な地位に配慮し、昭和三十六年、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律を制定した。現在、北方領土問題対策協会がこれら北方地域旧漁業権者等に、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を低利で融資する措置を講じている。

ついては、政府は、次の事項について、充分配慮すべきである。

- 一 独立行政法人北方領土問題対策協会が行う融資業務について、業務の効率性、透明性、公平性等に十分な配慮をするよう指導すること。
  - 二 第百六十四回国会において成立した行政改革推進法の趣旨に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会の組織及び融資業務の見直しを適切に行うこと。
  - 三 北方領土の早期返還実現のため、返還要求運動の推進と体制強化を図ること。
  - 四 北方四島交流事業等に係る使用船舶の新造に早急に着手すること。
- 右決議する。

## 二、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告（平成一八年一二月一五日）

○黒岩宇洋君 ただいま議題となりました北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長の提出に係るものでありまして、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであります。

委員会におきましては、提出者から趣旨説明を聴取した後、改正案提出の経緯とその改正目的、第三十一吉進丸の銃撃・拿捕事件に関する我が国の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議（平成一八年一二月一三日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

- 一、独立行政法人北方領土問題対策協会が行う融資業務について、業務の効率性、透明性、公平性等に十分な配慮をするよう指導すること。
- 二、第百六十四回国会において成立した行政改革推進法の趣旨に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協議会の組織等の見直しを適切に行うこと。
- 三、我が国固有の領土である北方領土の早期返還実現のため体制強化を図るとともに、より一層返還要求運動の推進を行うこと。

四、北方領土隣接地域の活性化のため、振興対策の拡充強化を図ること。

五、北方四島周辺水域において日本漁船が銃撃・だ捕されたことにかんがみ、政府はその再発防止と同水域の安全操業の確保に努めること。

六、北方四島交流事業等に係る使用船舶の新造に早急に着手すること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。